

平成 29 年御嵩町議会第 2 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 6 月 8 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 29 年 6 月 8 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 5 号 平成 28 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第 6 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第 7 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第 8 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第 9 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額）
 - 報告第 11 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号））
 - 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）
 - 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第 29 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 30 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 31 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 32 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 43 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 44 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 48 号 財産の取得について
- 議案第 49 号 財産の取得について
- 議案第 50 号 財産の取得について

議事日程第 1 号

平成 29 年 6 月 8 日（木曜日） 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第 3 諸般の報告

議長報告 5 件

(1) 「宝剣」の適切な保管・管理について

(2) 定例監査実施報告書

(3) 随時監査実施報告書

(4) 財政援助団体等監査報告書

(5) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成 29 年 2 月分から 4 月分まで）

町長報告 7 件

報告第 5 号 平成 28 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 6 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 7 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 8 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第 9 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

報告第 11 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第 4 議案の上程及び提案理由の説明 26 件

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号））

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ

とについて

- 議案第 29 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 30 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 31 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 32 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 43 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 44 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 46 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 47 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 48 号 財産の取得について
- 議案第 49 号 財産の取得について
- 議案第 50 号 財産の取得について

日程第 5 議案の審議及び採決 15 件

- 議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 議案第 29 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 30 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 31 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 32 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員 (12名)

議長 大 沢 まり子	1 番 奥 村 雄 二	2 番 安 藤 信 治
3 番 伏 屋 光 幸	5 番 高 山 由 行	6 番 山 口 政 治
7 番 安 藤 雅 子	8 番 柳 生 千 明	9 番 山 田 儀 雄
10 番 加 藤 保 郎	11 番 岡 本 隆 子	12 番 谷 口 鈴

男

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副町長 寺 本 公 行
教育長 高 木 俊 朗	総務部長 伊左次 一 郎
民生部長 加 藤 暢 彦	建設部長 亀 井 孝 年
企画調整 担当参事 森 島 嘉 人	教育参事兼 学校教育課長 山 田 徹
総務防災課長 須 田 和 男	企画課長 小 木 曾 昌 文
環境モデル都市 推進室長兼 山 田 敏 寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵 谷 和 宏

まちづくり課長

税務課長 中村治彦

住民環境課長 若尾宗久

保険長寿課長 日比野伸二

福祉課長 高木雅春

農林課長 可児英治

上下水道課長 大鋸敏男

建設課長 筒井幹次

会計管理者 佐久間英明

生涯学習課長 石原昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

議会事務局長 各務元規

書記 丸山浩史

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成29年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願います。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨夜からかなり冷えてまいりましたので体調のほうに心配がありますが、教育長一人が半袖で頑張っておりますけれども、体調に気をつけながら、この6月定例会を乗り切っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第2回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

御嵩町は、本年6月22日で全国初の産業廃棄物処分場建設の是非を問う住民投票の実施から20年を迎えます。そして、私が町長に就任してから4月で10年という節目の年にもなります。20年前の事案ではありますが、現在も記憶には鮮明に残っております。住民投票が6月22日実施に決められたのは、全ての地域の田植えが終了し、一人でも多くの町民に投票していただくとの思いがあったことでもあります。また6月18日には、外国人の投票を認めない決議をした御嵩町議会への提訴も棄却がされています。この住民投票の実施により、自治の精神、情報公開、説明責任の3つを柱に町政運営を行っていくことの大切さを多くの町民が学びました。私も町長就任以降、この基本姿勢を変えることなく進めてまいりました。今後も本町のさらなる発展に向けて尽力してまいりますので、よろしく願います。

今年度も2カ月が過ぎました。29年度の当初予算を初め、財政状況や重要施策をいち早く町民の皆さんに知っていただきたく、昨年度は6月に開催した行政懇談会を5月に開催いたし

ました。3カ所で256名の皆さんに参加いただき、どの会場においても熱心に耳を傾けていただくことができました。また、参加された方からは、批判を前提に提案された方もありましたが、おおむね政策に対して前向きな御意見や後押ししていただける御意見などを伺うことができ、町政への期待を強く実感いたしました。特に新庁舎建設については、町議会の議員全員の方が「移転して新築すべき」で合意されたことを受け、新庁舎基本構想の策定に着手していることを報告させていただきましたところ、参加された方から木材を使うことやデザインについての提案もいただきました。新庁舎建設は、半世紀に1度の大きなプロジェクトと位置づけております。この4月には担当の係を新たに設けるとともに、5月には若手職員で構成する新庁舎建設プロジェクトチームも発足させていただきました。プロジェクトチームは、12名うち5名を女性職員としております。女性職員からは「子育て世代の代表として」「明るいイメージの庁舎にしたい」と積極的な意見が数多く出されるなど、職員からも前向きな提案が出てくることを楽しみにしております。私自身もこのビッグプロジェクトにかかわれることを光栄に思い、町民の皆さん、議員の皆さんと議論を重ねながらスピード感を持って進めてまいります。

新庁舎建設につきましては、木造を大前提として検討を進めており、ゴールデンウィーク明けの5月8日、9日に、埼玉県宮代町、杉戸町及び茨城県つくば市にあります国の建設研究所を視察してまいりました。

埼玉県宮代町においては、木造の役場庁舎を視察しました。この建物は竣工が平成17年1月、延べ床面積は、本町が想定している新庁舎とほぼ同じ、主たる構造材は木材で、地元県産材である杉の集成材を柱やはりに使用しておられ、天井も高く圧迫感のない、木のぬくもりと香りを感じられる施設でありました。6年前の東日本大震災では、宮代町は震度6弱で、本町の南海トラフ巨大地震での想定震度と同じでありましたが、内壁、外壁、ガラス等に全く被害もなく、修理も行う必要がなかったとのことでありました。また、木造であるがゆえの維持管理費につきましては、柱やはりなど費用を要したことはなく、木造であっても地震に強い庁舎であるとともに、ランニングコストも鉄筋コンクリート造と変わらないことを確認してまいりました。

宮代町の隣町である杉戸町においては、平成28年4月に開園した幼稚園と保育園の複合木造施設を視察しました。この施設は、既存の老朽化した幼稚園3園について統合の上、新設することとした幼稚園と待機児童対策として増園した保育園機能をあわせた複合施設であり、構造は木造で、一般流通材を積極的に活用されたことによりコストを抑え、鉄筋コンクリート造や鉄骨造より安く完成できたとのことでありました。また設計には、現場で働く幼稚園、保育園の先生の意見を十分反映させたことにより、職員も働きやすく、園児も快適に過ごすことができ、視察当日も先生や園児の元気で生き生きとした姿や安心して子供を預けることができる

環境が整っていることに満足している保護者の姿を目の当たりにしたところでございます。

つくば市では、一般社団法人日本CLT協会と国立研究開発法人建築研究所との共同研究が行われているCLT実験棟を見学してまいりました。CLTとは、ひき板を並べた層を板の繊維方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大型パネルで、ヨーロッパでは、このCLTにより10階建ての高層マンションなども建設されています。これまでの柱やはりなどの木質材料とは異なり、分厚い面材料で建物を支えるのが特徴で、構造的にも安定した建物であることが確認できました。こういったCLTパネルの特徴を生かすとともに、国内の木質材料需要拡大を目的とし、現在、共同研究が行われているとのこととあります。

今回の新庁舎建設においては、60年から70年前に町内で植林された木々が十分使用できる状態になっていることから、これを最優先に使用していく予定であります。この方針では不足が生じることも考えられますが、その際には、できれば可茂地域内で全て調達したいと考えております。本町が率先して公共建築物を木造にすることで、全国で国内の木材需要を増加させるきっかけになればとも考えております。町内の木々を使用することは、町内の森林環境が改善されることにつながりますし、木でできた建築物は人に温かみを与え、よい執務環境も生まれます。このように木造建築物は多方面に効果が波及するものであり、今回の視察で得たさまざまな木々の特色を余すことなく生かしてまいります。また、新庁舎建設は、用地の取得や造成など財政面においても多額な費用を要することが見込まれます。最大限の補助金活用等も研究し、財政負担を最低限に抑え、最良の木造庁舎を建築するため、今後も検討を深めてまいります。もちろん保育園、児童館についても同様に考えてまいりたいと思っております。

「みたけ創生！！総合戦略」に基づく取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るため、昨年度は地方創生加速化交付金事業を活用して、「学校・地域・企業連携によるみらいの人材育成推進事業」と「地域資源を活用した観光誘客推進事業」を展開してまいりました。若者が地域や地元企業を知る・学ぶ機会をつくり、人材育成と地元への就職、定着につなげることを目的に、みたけ創生みらいの人材育成協議会に参画する学校、NPO法人、住民団体、地元事業者などが一緒になってワークショップやイベントなどを実施し、地域のことを知り、課題解決などを学ぶことを進めてきました。それにより、中・高校生を初めとした若者が地域に関心を持ち、積極的に課題解決やまちづくりへの提案、イベントに参画する姿が見られるようになりました。また、観光誘客に向け、東京や名古屋での観光プロモーション活動を行い、観光による地域の活性化と雇用創出につなげる観光基本計画を策定しました。

今年度は、これらの取り組みをさらに進めるため、地域再生法に基づく地域再生計画を作成し、国の認定を受けた場合には、当該計画に記載された事業について地方創生推進交付金の交付を受けることができる制度を活用することとし、この地域再生計画は直接国に、地方創生推

進交付金実施計画は県を通じて国に申請をしておりました。その結果、このほど地域再生計画が認められ、地方創生推進交付金の交付決定を受けることができました。さらに交付対象事業期間は複数年も可能で、今回は3年間とし、今年度から平成31年度まで事業を安定的にかつ継続的に行い、地方創生推進交付金対象事業を進めていくことを軸に「みたけ創生！！総合戦略」全体もあわせて推進していくこととします。

具体的には、地方創生加速化交付金事業をさらに進化させるために、みらいの「みたけ人」育成推進事業として、担い手や雇用をテーマとした地域課題解決型キャリア教育事業、名鉄広見線の魅力に気づき高める御嵩あかでんランド開催補助事業、ITを活用し地元での就業や起業をイメージしたITプログラミング人材育成事業、空き家を活用し、来訪者おもてなし人材を育成する宿場まち人材育成事業などの事業を推進し、地元への愛着や誇りを醸成し、未来の御嵩町を担う人材、地元で活躍する心を持つみらいの「みたけ人」の育成を進めてまいります。

本町は昨年度までの3年間、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業における全国で唯一の対象自治体として、陥没被害の対策に取り組んでまいりました。その結果、約8.4ヘクタールの亜炭採掘跡を対象に15万5,000立方メートルの充填材を注入することができ、災害発生時に御嵩町災害対策本部を設置することになる御嵩町役場や隣接する指定避難場所の御嵩小学校、向陽中学校のほか、平成22年10月に発生した大規模陥没被害発生地を含む比衣、顔戸地域の宅地を対象に陥没被害の対策を実施することができました。

本年度からは、平成28年度の国の補正予算により措置された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業を活用し、引き続き亜炭鉱廃坑対策を進めてまいります。この防災対策事業は、今後平成32年度までの4年間の事業であることから、早々に4月から第1期地区として西田地内の一部の宅地を対象地域として説明会を開催し、亜炭採掘跡の空洞の調査に着手できるよう準備を進め、対象者の皆様への説明を地元自治会に御協力をいただきながら順調に進めているところであり、今後は、対象地域の空洞調査を順次進めていくこととなります。改めて対象地域の皆様の御理解に感謝いたします。

また、第1期地区に続く事業の対象地域の選定には、空洞の深度や過去の陥没被害の発生状況はもとより、公共施設や住家の密集状況などを総合的に勘案し、優先度が高いと判断できた地域を選定して進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き本事業に対する御理解をお願いいたします。

昨年度より事業を進めております長岡地内の不適正廃棄物撤去について、状況を御報告します。

本件は、平成11年ごろより発生した事案で、20年度に関係者の御尽力により大部分が撤去されましたが、一部の廃棄物が放置されていました。今後も当事者の対応が見込めないこと、

また現場が一般住宅に隣接し、周辺住民の環境衛生上の影響も懸念されることから、町として長年廃棄物が放置されたままの状況を解消するため、岐阜県の協力を受けながら、昨年より2カ年にわたる事業として、財政面も含め議会の理解を得ながら進めてまいりました。昨年度は放置された廃棄物の半分ほどを撤去し、残りの廃棄物について、処分に係る成分検査を実施しました。今年度は、昨年と同様、岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金の対象事業として、事業費の2分の1の助成を受け、残りの廃棄物について撤去を進めてまいります。現在、撤去に係る具体的な手続を行っており、処理・運搬業者を決めた上で、早ければ7月中旬には現場から廃棄物が一掃される見込みです。

これからも環境モデル都市に選定され、環境に関する先駆的な取り組みを行う本町として、廃棄物の不適正事案に対しては積極的に関係機関と連携、協力して対処する一方、県に対しては、一層の責任を持って町内の産業廃棄物について対応していただくよう強く要望してまいります。

現在、高齢化が進んでいる社会の中で、高齢者の方々が健康な生活を営むために自分らしく生きがいを持って参加できる活動がこれまで以上に必要となってきます。

本年4月から高齢者ボランティアポイント事業、いわゆる「げんきボランティア65」が始まっております。65歳以上の高齢者を対象とし、ボランティア活動の実績に基づきポイントを付与し、ポイント数に応じて特典が与えられる仕組みです。現在は指定団体による活動を対象として実施しており、5月1日現在で本事業の登録団体が21団体、ボランティア手帳を発行した登録者数が269名となっております。従来のサービスだけではなく、町民が実施する取り組みを含め、高齢者自身が地域の中の貴重な担い手になり得る支援体制をつくっていくことが必要となってまいります。高齢者の生活を含めた支え合いの地域づくりの実現に向けて、さらに事業を進めてまいりたいと考えております。また、今後65歳以上に限らず、65歳未満の町民にも参加していただけるような制度設計も視野に入れてまいります。全員参加の高齢者福祉の実現を目指したいと考えております。

農業委員会の主たる使命として、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要になってまいりました。これをよりよく果たせるよう、農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月1日から施行され、公選制から町長が議会の同意を経て任命する方法に改められました。

本定例会において、この制度に基づく選任同意議案を提出しております。選任させていただいた皆様は、全員これからの委員としてふさわしい方々と考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

本町の里山の活性化のため、新たな取り組みを開始いたしました。現在、環境モデル都市行動計画の柱の一つである森林再生を図るため、森林経営信託方式、企業との協働による森林づくり活動及び森林ボランティア水士里隊による森づくり活動などにより森林整備を進めております。しかし、子供たちを含む一般の方々にとって、森林に入り、親しみを覚える機会が少ないのではないかと感じております。

そこで、森林に触れるきっかけを考え実行するため、2月6日に役場の若手職員で構成する「みたけ里山活性化ワーキングチーム」を結成いたしました。ワーキングチームの企画として、一般の方に山で楽しんでいただくため、若者ならではの自由で活発な発想を出し合った結果、子供たちも参加が可能なアウトドア料理教室、山の仕事体験など、今年度は全4回のイベントを計画しております。5月20日には活動の第1回目として始業式を行い、私も学長として子供たちに山に親しむことの大切さについて話をさせていただきました。当日は31名の参加者があり、親子での森林整備体験やダッチオーブンを使った料理体験をしていただき、子供たちの笑顔が見られ、楽しいといった感想を聞くことができました。

一方、本町の所有するマツタケ山の入札価格が低下していることから、マツタケ山を別の方法で活用するための試みとして、今年度は入札を行わず、ワーキングチームにおいて活用方法を検討しているところであります。そのため、ワーキングチームには、マツタケの出やすい環境をつくるためにはどのような方法があるのかという課題を与えており、この地方の言葉である「ごうかき」、つまり山に堆積した枝葉をかき出すことで、マツタケの生育に良い影響があるかどうかを検証したいと考えております。また、ふだんマツタケ山に入れられない方も入れるようなルールづくりについても計画しております。多くの町民の方々に里山である町有林を開放し、入っていただく新たな仕組みづくりを目指すため今後も継続して活動を行ってまいります。しばらくの間は試行錯誤が続くかと思えます。御理解をいただき温かく見守っていただけたら幸いに思います。

今回提案いたします平成29年度一般会計補正予算関連について、主なものを説明いたします。

まず歳入についてですが、地方創生推進交付金等の国庫支出金787万9,000円のほか、放課後児童クラブに係る県支出金182万7,000円などを増額計上しております。

次に歳出であります。地方創生事業費として993万円、放課後児童クラブ運営費として344万7,000円、みたけ里山活性化事業等の事業費として90万5,000円などを増額計上しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに1,325万1,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、

一般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、承認案件3件、人事案件15件、補正予算1件、条例関係3件、その他の議決案件4件、報告案件7件、都合33件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたしますし、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 安藤雅子さん、8番 柳生千明君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月26日の議会運営委員会において、本日より6月16日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月16日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

「宝剣」の適切な保管・管理について、定例監査実施報告書、随時監査実施報告書、財政援助団体等監査報告書、例月現金出納検査の結果について（報告）、平成29年2月分から4

月分まで、以上の5件が議長宛てにありました。その写しを配付し、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第5号 平成28年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第5号 平成28年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

平成28年度御嵩町一般会計予算の総務費、民生費及び土木費を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額を報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費4件について、款、項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。金額の欄は、昨年12月、もしくは本年3月議会で議決いただいた繰越明許費の繰越限度額でございます。民生費の臨時福祉給付金事業を除く全ての事業について、議決いただいた限度額と同額を繰り越しております。

款02 総務費の個人番号カード関連事務交付金は国の予算繰り越しに伴うもので、未収入特定財源は個人番号カード交付事業補助金でございます。

款03 民生費の臨時福祉給付金交付事業につきましては、限度額5,000万円から28年度の執行額を差し引いた残額を全て繰り越しております。28年度は、賃金や通信運搬費などの事務費として101万7,071円、給付費として2,481万円を支出しております。未収入特定財源の国・県補助金は、臨時福祉給付金交付事業費補助金でございます。

款08 土木費の顔戸橋耐震補強・補修（その2）工事は、設計変更の必要が生じたため繰り越したもので、未収入特定財源の国・県補助金は、防災安全交付金、地方債は公共事業等債でございます。同じく土木費の木下橋補修工事は、国の補正予算による補助内示を受け発注いたしましたが、伸縮装置の政策支援により繰り越しをしたもので、未収入特定財源の国・県補助金は、防災安全交付金、地方債は補正予算債です。

以上4件の事業で、29年度への繰り越し総額は6,123万929円、未収入特定財源を除き、29年度へ繰り越した一般財源は1,007万6,000円となりました。

以上で、平成 28 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

報告第 6 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、
報告第 7 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第 11 号
専決処分の報告について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

おはようございます。

それでは、報告第 6 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報
告をさせていただきます。

諸般の報告つづりの 3 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 28 年度御嵩町下水道特別会計予算の下水道事業費を翌年度に繰り越しいたしましたの
で、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

款 01 下水道事業費、項 02 下水道施設費の下水道整備事業について 6,722 万円を平成 29
年度へ繰り越しいたしました。これは、井尻地内で進めております上之郷地区面整備第 1 工区
工事におきまして、国道 21 号での管布設工事及び横断に伴う推進工事において、国道の占用
許可手続に時間を要したため繰り越したものでございます。財源内訳としましては、既収入特
定財源、受益者負担金でございますが 344 万円、未収入特定財源の国・県支出金は、社会資
本整備総合交付金の 1,668 万円、地方債は、下水道事業債の 4,710 万円を見込んでおります。

以上で、平成 28 年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。
引き続き 5 ページをお願いいたします。

報告第 7 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告をさせていただきます。

平成 28 年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越しいたしましたので、
地方公営企業法第 26 条の 3 項の規定により繰越額を報告するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

今回、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき予算繰り越しをした建設改良事業は、
先ほど下水道特別会計予算の繰越計算書で説明いたしました上之郷地区面整備（第 1 工区工
事）に伴います配水管仮設工事で 1,300 万円を平成 29 年度に繰り越しました。これは、井尻
地区の下水道汚水管布設に伴う水道管の布設がえで、下水道管布設工事の繰り越しに伴い繰り
越しをしたものでございます。財源としましては、下水道特別会計からの工事負担金 950 万円
と損益勘定留保資金 350 万円を充てることとしております。

以上で、下水道事業、水道事業予算の繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、報告第 11 号 専決処分の報告をいたします。

諸般の報告つづり 44 ページをお開き願います。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

平成 28 年御嵩町議会第3回定例会で議決をいただきました工事請負契約について、平成 29 年 3 月 15 日付で一部変更契約の専決処分をいたしましたので、報告させていただきます。

契約の目的は、下水道管渠改築第6期工事。

契約の金額を既決額5,778万円に 42 万9,840円を増額し、5,820万9,840円としております。

変更理由としましては、本工事は、下水道管長寿命化計画に基づき、平成 25 年度から大庭台団地の不明水対策のため、管渠更生工事を行っているものでございますが、計画時における管路調査から年数が経過していることから劣化が進行していることもあり、施工前のカメラ調査の結果から予定以上に管内に付着する異物の除去を必要とする箇所がふえたことなど、施工の前処理に要する経費の増額、また作業に伴う交通誘導員の人数が当初見込みより少なく済んだことによる減額などを相殺して 42 万9,840円の増額変更とさせていただいておりますので、御報告させていただきます。

契約の相手方としましては、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役 吉田廣美でございます。

資料つづり 59 ページをよろしく願います。

59 ページのほうには工事請負変更契約の写しを、60 ページには本工事の施工箇所図と変更内容の増減表を掲載させていただいておりますので、お目通しのほうをよろしく願います。

以上で、報告第 11 号 専決処分の報告を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

報告第8号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、報告第10号 専決処分の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

それでは、諸般の報告のつづり7ページをお願いいたします。

報告第8号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

それでは、初めに 19 ページをお願いいたします。

平成 28 年度事業報告になります。平成 28 年度事業報告のうち、1. 概況、(1) 総括事項といたしまして、平成 28 年度の土地開発公社の事業で、新たな用地取得はありませんでした。また、平成 28 年度末現在で保有する土地もございません。

次に、2. 会計、(1) 重要契約の要旨でも、平成 28 年度の土地開発公社の事業で新たな用地取得契約はございませんでした。

では次に、決算書について報告をいたします。

少し戻っていただきまして、8 ページをお願いいたします。

平成 28 年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から報告をさせていただきます。

10、11 ページをお願いいたします。見開きの表になっております。

1. 収益的収入及び支出の(1) 収入からです。平成 28 年度は、款 2 の事業外収益で普通預金、定期預金の利息 1 万 2,784 円の収入のみとなりました。

次に、(2) 支出です。支出の部では、款 2 販売費及び一般管理費の目 1 人件費におきまして、監査に対する報酬として 9,000 円を支出いたしました。

その下の目 2 経費では、節 1 の旅費で、理事会に出席された議員の対する費用弁償として 6,000 円を支出しております。

以上から、支出合計は 1 万 5,000 円となりました。

次に、12 ページ、13 ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。平成 28 年度におきましては、収入及び支出ともにございませんでした。

次に、14 ページをお願いいたします。

14 ページは、損益計算書になっております。先ほど 10、11 ページで説明を差し上げました収益的収入及び支出によりまして、当年度は 2,216 円の当期純損失となっております。

次の 15 ページは、年度末時点の貸借対照表です。表の左下、資産合計といたしまして 1,936 万 1,532 円の資産を保有しております。

次の 16 ページをお願いいたします。

16 ページは年度末時点の財産目録、17 ページは 28 年度中のキャッシュ・フロー計算書となっております。

次の 18 ページから 21 ページは、決算附属書類となります。

少し飛んでいただきます。22 ページをお願いいたします。

22 ページには、監査意見書の写しを掲載しております。

去る平成 29 年 4 月 26 日に監事の永瀬俊一様と柳生千明様に監査を実施いただき、適切な処理をお認めいただいております。

以上、平成 28 年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

引き続き平成 29 年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について説明をさせていただきます。

24 ページをお願いいたします。

ここには、平成 29 年度御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針を掲載しております。

1 枚めくっていただきまして、26 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御嵩町土地開発公社事業計画になります。本年度は、現時点におきまして、公有地の取得及び売却の予定はございません。

お隣の 27 ページからは、予算書になります。

それでは、28 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御嵩町土地開発公社予算です。

第 1 条は、公社の予算を定める総則です。

第 2 条の収益的収入及び支出では、収入の第 1 款事業収益は見込まず、第 2 款事業外収益において受取利息 1 万 2,000 円の収入を予定するものでございます。

また支出では、第 1 款事業原価の支出は見込まず、第 2 款販売費及び一般管理費において、監事 2 名分の報酬や理事 3 名分の旅費 1 万 5,000 円、第 6 款予備費の 1 万円を合わせた支出合計 2 万 5,000 円を予定するものです。

なお、この収入と支出の差額 1 万 3,000 円の不足額は、前期繰越準備金で補填するものとしております。

次の第 3 条、資本的収入及び支出では、本年度、新たな公有地の取得及び売却の予定がございませんので、収入、支出ともに見込んでおりません。

次の 29 ページ、30 ページは、収益的収支及び資本的収支の予算明細書になっております。

31 ページをお願いいたします。

この 31 ページ以降は、平成 29 年度の資金計画と平成 28 年度及び平成 29 年度の予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が報告第 8 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告となります。

それでは、引き続きまして、諸般の報告つづり 43 ページのほうをお願いいたします。

報告第 10 号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告をいたします。

専決第5号 専決処分書。法律上の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、平成29年3月7日専決処分をいたしました。

事故発生日時は、平成29年1月26日木曜日午後5時30分ごろ。

事故発生場所は、御嵩町古屋敷字東洞地内、町道中5号線です。

損害賠償の相手方は、岐阜県可児市徳野南二丁目5番地5、ヤマト運輸株式会社、可児支店長 近藤秀俊さんです。

事故の概要といたしましては、上記相手方の従業員が運転するトラックを路肩へ停車させようとした際に、道路側溝のグレーチングがはね上がり、車両底部と接触し、オイルタンクが破損したものでございます。

損害賠償額は、11万9,772円です。

この賠償金につきましては、御嵩町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されることとなっております。

以上、報告をさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

報告第9号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

おはようございます。

それでは、報告第9号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についてを御説明いたしますので、諸般の報告つづり36ページをお願いいたします。

これより町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により御報告いたします。

37ページをお願いいたします。

森林経営信託財産目録であります。1. 資産の部ですが、信託森林は、昨年度と同様、御嵩字北山地内の山林で236万2,972平方メートルです。信託預入金は510万7,836円となりました。

次の2. 負債の部ですが、借入金、借入先はございません。

下の表は、次の38ページにかけて信託森林の明細であり、昨年度と変更はございません。

39ページをお願いいたします。

平成28年度森林経営信託事業実績であります。

面積は、森林簿による対象区域の24.42ヘクタールに対し、施業可能区域は13.13ヘクター

ル、実績も同じで、達成率は100%でした。材積は、対象区域内の1,221立方メートルに対し、実績は1,269立方メートルで、達成率は104%でした。

作業道は、対象区域内の3,027メートルに対し、施業可能区域が1,906メートル、実績も同じで、達成率は100%でした。

40 ページをお願いいたします。

平成 28 年度の森林経営信託収支報告書です。金額の単位は円であります。

1. 収入の部ですが、補助金では、間伐及び作業道を合わせた1,719万8,368円、木材販売では、用材、合板、パルプを合わせた1,650万242円、受取利息を含め、計3,369万8,671円です。

次の2. 支出の部ですが、主な支出として、表の2つ目の利用間伐費1,487万5,766円、次の作業道開設1,338万1,200円、3つ飛ばして、手数料として、補助金申請や市場などに支払う手数料が合わせて351万2,056円、その他を含め、合計3,354万6,496円です。

次の3. 信託積立金ですが、先ほどの収入合計から支出合計を差し引いた額で、5年度目の平成 28 年度は 15 万2,175円です。平成 24 年度から平成 28 年度までの積立金合計は510万7,836円です。

41 ページをお願いいたします。

森林経営信託施業計画書です。信託事業の開始から5年が経過し、可茂森林組合より平成 29 年度から平成 33 年度までの施業計画変更の協議がありました。間伐の全体面積200ヘクタール及び作業道延長2万メートルは変更しないで、平成 29 年度以降の5年間の計画を増加させる調整により全体計画を変更するもので、平成 28 年度までは実績数値、平成 29 年度以降は計画数値となっています。

42 ページをお願いいたします。

平成 29 年度の森林経営信託事業計画であります。間伐等の面積は19.78ヘクタール、材積は、用材、パルプで950立方メートル、作業道は2,354メートルを計画しています。

次に、平成 29 年度の森林経営信託予算です。金額の単位は1,000円であります。

1. 収入の部ですが、補助金として、間伐及び作業道を合わせた1,983万6,000円、木材販売では、用材、パルプを合わせた1,010万8,000円、受取利息を含め、合計2,994万4,000円となります。

次の2. 支出の部ですが、主な支出として、表の2つ目の利用間伐費991万7,000円、次の作業道開設1,652万5,000円、3つ飛ばして、手数料として、補助金申請や市場などに支払う手数料が合わせて202万2,000円、その他を含め、合計2,994万4,000円となります。

以上で、報告第9号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告を終わらせていただ

きます。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は 10 時 10 分といたします。

午前 9 時 58 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第 4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第 1 号から承認第 3 号までと議案第 28 号から議案第 50 号までの 26 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 26 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第 1 号、平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

議案つづりの 1 ページをお願いいたします。

平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日付で専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

ピンク色の表紙の補正予算書の平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、1 ページをお願いします。

この補正予算は、第 1 条で、歳入歳出予算の総額に 1 億 7,182 万 7,000 円を追加し、歳入歳

出予算の総額を 88 億464万8,000円とする旨規定しております。

第2項は、各款、項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正による旨の規定でございます。

歳入について御説明しますので、6ページをお願いします。

6ページの款02 地方譲与税から8ページの2段目の表、款11 交通安全特別交付金までは、平成28年度の交付額確定に伴い、それぞれ増額、または減額をするものであります。

中でも8ページの上段、款10 地方交付税は、県道多治見・白川線道路改良に伴う町負担分等々、本町の特殊財政事情を考慮していただき、特別分として1億6,003万7,000円の交付が確定しましたので、大きく増額をしております。

8ページ、一番下段の款17 寄附金、目01 指定寄附金は、ふるさとみたけ応援寄附金で60万円の増額です。ふるさとみたけ応援寄附金につきましては、平成27年度決算では448万1,000円でありましたが、28年度途中からのクレジット納付の導入や寄附メニューの拡大等により約4倍の1,760万円を見込む予算となりました。

次に歳出の説明に移ります。

9ページをお願いいたします。

款02 総務費、項01 総務管理費ですが、目17 庁舎整備基金費は、本補正の歳入の額の確定に伴う増額分1億7,122万5,000円、目18 ふるさとみたけ応援基金費は、歳入で増額を見込んだ分60万円、目19 福祉向上基金費は、福祉向上基金より発生した利子2,000円、これらをそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 中村治彦君。

税務課長（中村治彦君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明をさせていただきます。お手元議案つづりの2ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付、専決第8号で専決処分を行いましたので御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

次の3ページから11ページにかけて、専決処分を行いました御嵩町町税条例の一部を改正する条例を示してございますが、恐れ入りますが別冊の資料つづりで御説明申し上げます。

ので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

資料つづり1ページの御嵩町町税条例の一部を改正する条例の概要を御説明申し上げます。

改正趣旨でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、一部の規定を除きまして、同年4月1日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例の一部についての所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容について、概要を2点御説明申し上げます。

1点目として、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われます。

配偶者控除、配偶者特別控除につきましては、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるものでございます。これは平成31年度以降の個人町民税に適用されることとなります。表で示していますとおり、配偶者特別控除の控除額が33万円を受けられる場合は、配偶者の所得の制限が右の欄の右側、改正前、これは現行ですが、合計所得金額45万円、給与収入で申し上げますと110万円未満でしたが、改正後、合計所得金額90万円、同じく給与収入ですと155万円以下まで引き上げられることとなります。この控除額35万円を上限といたしまして、配偶者の所得に応じて控除額が段階的に減額されるものでございます。

配偶者特別控除の控除額が適用なしとなるのが、改正前では合計所得金額76万円、給与収入で申し上げますと141万円以上であったものが、改正後は、所得金額123万円、同じく給与収入201万円を超える金額と引き上げられます。

2点目につきましては、固定資産税等の特例措置の追加でございます。この特例措置でございますが、地方自治体が地域性、施策などを勘案して自主的に判断して、条例上で定める仕組みでございます。

地方決定型地方税制の特例措置、一般的にわが町特例と呼ばれるものでございます。

第1に、保育の受け皿の整備促進としまして、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例についてわが町特例を導入するものでございます。課税標準となる価格に法の参酌基準であります2分の1の乗じて得た額を課税標準額とするものでございます。適用は5年度分となります。

第2に、緑地保全、緑化推進法人が設置及び管理を行う一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置についてわが町特例を導入するものでございます。適用は3年度分となります。

主要な改正内容につきましては説明を終わりますが、その他法令改正に伴う町税条例の所要の改正、また表記の変更等の是正を行っております。

なお、施行日につきましては、一部の規定を除きまして、平成29年4月1日となっております。

ます。

改正の内容につきましては、資料以下2ページから28ページにかけて、新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての説明をさせていただきます。議案つづりの12ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日、専決第9号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、資料つづりの資料にて御説明しますので、資料つづりの29ページをお願いいたします。

資料上段の改正趣旨であります。今回の改正は、平成29年度税制改正大綱に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

資料2段目の概要をごらんください。

今回の改正の内容としましては、低所得者に対する軽減の算定における基準額の引き上げです。国民健康保険税においては、一定の所得に満たない世帯については、所得の段階に応じて、7割・5割・2割の軽減措置がとられていますが、このうちの5割・2割軽減の算定における基準額が今回引き上げられるものです。5割軽減については、現行では「26万5,000円」であるものを「27万円」に、2割軽減については、現行では「48万円」であるものを「49万円」とするものです。

次に施行日は、平成9年4月1日からであります。

最後に適用区分は、改正後の条例の規定は、平成29年度以後の国民健康保険税について適用するものであり、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものであります。

資料つづりの 30 ページには、新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

以上で、承認第 3 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

次に、人事関係に入ります。

議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第 29 号から議案第 42 号までの御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上 15 件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづり 14 ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の定数は 3 人ですが、この委員のうち、桑下博行さんが 1 期 3 年お務めいただき、6 月 10 日をもって任期満了となります。引き続き桑下博行さんを選任したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めます。

桑下博行さんは、昭和 25 年 7 月 3 日生まれの 66 歳、住所は、御嵩町美佐野 2867 番地です。

なお、再任後の任期は、平成 29 年 6 月 11 日から平成 32 年 6 月 10 日までの 3 年間となります。

資料つづり 31 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしく申し上げます。

次に、御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

先ほど町長挨拶にもありましたが、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が公選制から町長が議会の同意を得て任命する方法に改められました。

農業委員候補者を推薦、または応募により募集し、今定例会において、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例第 2 条の規定に基づき、委員定数は 14 人です。議会の同意は、委員一人一人について適任かどうかを判断すべき性質のもです。したがって、委員 1 人につき 1 議案とさせていただきます。

ただし、提案理由の説明は、議案第 29 号から議案第 42 号まで、都合 14 件を一括で行います。

恐れ入りますが、その都度、該当ページを開いていただきますようお願いいたします。

それでは、議案つづり 15 ページをお願いします。

まず議案第 29 号、奥村清治さん、昭和 23 年 1 月 14 日生まれの 69 歳、住所は、御嵩町中切 1145 番地であります。

議案第 30 号、日比野勝伸さん、昭和 26 年 2 月 21 日生まれ、66 歳、御嵩町美佐野 2999 番地 1。

議案第 31 号、山口由美子さん、昭和 32 年 9 月 17 日生まれ、59 歳、御嵩町大久後 7741 番地。

議案第 32 号、青木友誉さん、昭和 47 年 4 月 19 日生まれ、45 歳、御嵩町御嵩 2400 番地。

議案第 33 号、田中宣行さん、昭和 30 年 12 月 28 日生まれ、61 歳、御嵩町御嵩 18 番地 2。

議案第 34 号、須田ひろ子さん、昭和 25 年 11 月 15 日生まれ、66 歳、御嵩町御嵩 2433 番地。

議案第 35 号、亀井和紀さん、昭和 26 年 10 月 14 日生まれ、65 歳、御嵩町顔戸 516 番地 1。

議案第 36 号、田中幹三郎さん、昭和 46 年 4 月 17 日生まれ、46 歳、御嵩町中 2390 番地 3。

議案第 37 号、鈴木國人さん、昭和 17 年 5 月 25 日生まれ、75 歳、御嵩町中 2121 番地 1。

議案第 38 号、奥村幸美さん、昭和 23 年 3 月 11 日生まれ、69 歳、御嵩町伏見 1461 番地。

議案第 39 号、鍵谷正さん、昭和 42 年 12 月 15 日生まれ、49 歳、御嵩町伏見 1014 番地 2 の 2。

議案第 40 号、鍵谷道隆さん、昭和 28 年 1 月 22 日生まれ、64 歳、御嵩町伏見 641 番地。

議案第 41 号、鍵谷幸男さん、昭和 15 年 3 月 1 日生まれ、77 歳、御嵩町伏見 124 番地 7。

議案第 42 号、木村博子さん、昭和 26 年 7 月 18 日生まれの 65 歳、住所は御嵩町上恵土 355 番地 3。

以上が 14 名の方の氏名、生年月日及び住所であります。なお、新しい農業委員の任期は、現任委員の任期満了日である平成 29 年 7 月 19 日の翌日、つまり平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

資料つづり 32 ページ以降に 14 名の方の履歴書を掲載しております。お目通しの上、御審

議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、補正予算、条例などに入ります。

議案第 43 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について、議案第 44 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 46 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 47 号 財産の無償譲渡について、以上 4 件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、4 議案続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第 43 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

補正予算つづり、ピンク色の平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算の主な内容は、地方創生推進交付金の内示によるもののほか、御嵩小学校放課後児童クラブの増設に伴うもの、みたけ里山活性化事業等による補正が主なものでございます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額に 1,325 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 67 億 3,325 万 1,000 円とする旨規定しております。

各款、項ごとの補正額につきましては、2 ページ及び 3 ページに掲載の第 1 表 歳入歳出予算補正によります。

6 ページをお開きください。

事項別明細書の歳入から御説明をいたします。

款 14 国庫支出金、項 02 国庫補助金の目 01 総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金の内示がありましたので、補助対象事業費の 2 分の 1、547 万 9,000 円を増額。

目 02 民生費国庫補助金は、御嵩小学校放課後児童クラブの増設による子ども・子育て支援交付金を 182 万 7,000 円増額、補助率は 3 分の 1 です。

国庫支出金の項 03 委託金、目 02 民生費委託金は、国民年金事務における届け出様式の統一化によるシステム改修に係る委託金 57 万 3,000 円を増額。

款 15 県支出金、項 02 県補助金、目 02 民生費県補助金は、放課後児童クラブ増設に伴う県補助分で、国と同額の 182 万 7,000 円を増額、目 04 農林水産業費県補助金は、農事組合法人みざの乾燥機購入補助について、県の補助メニューが改定されたことによる細節予算の組

み替えでございます。

7ページへ参りまして、款 18 繰入金、目 01 財政調整基金繰入金は、補正予算の財源調整のため417万6,000円を増額。

目 03 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、地方創生推進交付金の内示に伴い、観光人人材育成委託費とあかでんランド事業の補助金について、財源を組み替えたことによる182万7,000円の減額。

目 04 ふるさとみたけ応援基金繰入金につきましても、地方創生推進交付金の内示に伴い、下川町環境都市交流体験事業に係る予算の財源を組み替えたことにより181万5,000円の減額です。

款 20 諸収入、目 04 放課後児童クラブ利用者負担金につきましては、放課後児童クラブ増設に伴う定員拡大により、利用者負担金 30 名分、130万4,000円を増額。

目 05 雑入につきましては、多面的機能支払交付事業について、2つの団体からの補助金返還分として 70 万4,000円、森林信託区域内の送電線支障流木伐採補償として 94 万3,000円、みたけ里山活性化事業実施に伴う参加者負担金6万円、合わせて170万7,000円の増額です。

8ページからは歳出になります。

款 1 議会費、目 01 議会費は、常任委員会研修の視察先を熊本方面に変更されたことに伴い、特別旅費 67 万2,000円を増額補正。

款 02 総務費、目 04 電算管理費は、この7月から全国で開始するマイナンバーを利用しての子育てワンストップサービスに伴うシステム使用料に9万8,000円を増額。

目 09 環境モデル都市推進費は、歳入で申し上げましたとおり、環境都市交流体験事業について、地方創生推進交付金事業の内示を受けたことに伴い、地方創生事業費へ予算を組み替えるもので、全体で181万5,000円の減額。

目 10 地方創生事業費、環境モデル都市推進費からの組み替え分のほか、節 11 の需用費につきましても、みたけのええもんなど、物産の販促パンフ等の印刷代に 30 万5,000円、節 13 の委託料は、みたけのええもんの効果的なPRと販路拡大に向けた販売促進事業、高校生を対象に、地域や地元企業を学ぶ取り組みとなるキャリア教育の実施、御嶽宿かいわいの空き家、空き店舗を対象に外部人材を含めた利活用の調査、住民活動の活性化のためのクラウドファンディングを通じた資金調達セミナーの開催、読み聞かせ講座の実施により人材を育成し、親子の地域参加を育む外国人材招聘事業、環境教育教材として、公共交通をテーマとする紙芝居の作成など、目全体で993万円を増額しております。

9ページ、目 15 諸費は、多面的機能補助金の返還金について、団体からの返還金のうち4分の3に当たる国・県への返還分 52 万8,000円の財源内訳の変更です。

款 03 民生費、目 02 国民年金事務等取扱費につきましては、年金事務の届け出様式の統一化に伴うシステム改修費で、国からの委託金と同額の 57 万3,000円の増額。

その下、目 05 放課後児童クラブ運営費は、御嵩小学校の児童クラブの 1 教室増設に伴い、2 名分の支援員の賃金118万1,000円、それから既存の石油ストーブを学校の集中管理から切り離すための修繕費 13 万8,000円、廊下の間仕切り改修やカーペット等の敷設工事費に125万4,000円、増設教室の冷蔵庫、エアコン、書籍購入等備品購入費に 87 万4,000円の合わせて344万7,000円の増額をお願いいたします。財源につきましては、歳入で御説明しました国・県支出金、児童クラブ利用者負担金を計上し、一般財源を 151万1,000円減額しております。

款 04 衛生費、目 04 成人保健費は、故障した健診用体組成計の購入のために 49 万7,000円を増額。

款 06 農林水産業費、項 01 農業費、目 03 農業振興費は、カンントリーエレベーターの運転支援システム、荷受け支援システム更新に対する J A めぐみのへの補助金 60 万4,000円を新たに計上しております。農事組合法人みざのによる乾燥機購入費の補助をする小規模農家組織化支援事業補助金について、県の実施要領改正にあわせ予算の組み替えを行っております。

同じく項 02 林業費、目 03 町有林管理費は、みたけ里山活性化事業関連予算を新たに計上させていただきました。イベント開催時の講師謝礼に 7 万5,000円、職員 4 名分の視察研修旅費として 18 万7,000円、イベント開催における資材費等に 12 万3,000円、イベント時の仮設トイレのくみ取り手数料として 2 万2,000円、栢森林道の安全対策工事費に 16 万2,000円、イベント用仮設トイレ 1 基の購入費として 29 万1,000円、視察研修の参加費、視察費として 2 万3,000円、合わせて 90 万5,000円の事業費の皆増でございます。

目 05 生活環境保全林費は、みたけの森施設整備工事について、適正な工事の施工監理を行うため、138万7,000円を工事費から監理委託料へ組み替えするものでございます。

11 ページへ移りまして、款 07 商工費の目 02 商工振興費は、町商工会活性化のために F M ららを活用した広告協賛金を補助するため 20 万円を増額。

款 09 消防費の目 03 消防施設費は、旧第 1 分団の詰所用地の賃貸契約解除に伴い、8 カ月分の賃貸料 2 万4,000円の減額と詰所建物について、土地所有者様に無償で引き取っていただけることを見越しまして、当初見込んでおりました解体工事費用183万6,000円を皆減するものでございます。

以上で、議案第 43 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 44 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりは 30 ページとなりますが、資料のほうで御説明いたしますので、資料つづりの 46 ページをお願いいたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正がなされ、町が独自に条例を制定して、特定個人情報を独自利用している事務についても他の行政機関と情報連携ができるようになることに伴う条例改正でございます。情報連携とは、行政機関の間で通信回線を利用して特定個人情報、個人番号を含む個人情報のことを指しますが、この情報のやりとりをする仕組みでございます。

改正内容につきましては、1 点目として、条例の定義の改正です。

条例第 2 条第 5 号で定義されている情報提供等記録について、条例により町で独自に利用している事務についても該当するよう、定義に必要な語句を追加いたします。情報提供等記録とは、行政機関の間で特定個人情報のやりとりをした際に、誰といつ、どのような情報をやりとりしたかについての記録でございます。

2 点目は、事務手続の改正となります。

条例第 32 条第 2 号で情報提供等記録を訂正した場合の方法を定めておりますが、条例により町で独自に利用している事務も該当するよう必要な語句を追加いたします。

第 2 条、第 32 条のいずれについても、これまでの法律で定められた事務に加えて、条例により町で独自に利用している事務も該当するよう改めるものでございます。

3 点目として、条例第 33 条第 2 項第 1 号において法律を引用しておりますが、法律第 28 条が第 29 条に繰り下がったことにより、引用条項を改めるものでございます。

附則としまして、改正条例は、公布の日から施行する旨を規定しております。

47、48 ページの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 44 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 46 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりは 32 ページでございますが、こちらも資料で御説明いたしますので、資料つづりの 51 ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成 29 年 3 月 29 日に公布、4 月 1 日より施行されたことに伴うものでございます。

改正の概要としましては、まず一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法が昨年 11 月に改正されまして、29 年度以降の扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなりました。非常勤消防団員が公務により死亡や負傷したり疾病にかかる、またはこれらが原因で障害の状態となった場合には損害補償がなされるわけですが、政令において、その損害補償の

算定の基礎となる基礎額に第1号から第6号に掲げる扶養親族があった場合、政令において、その区分ごとに基礎額に加算する額が定められております。この加算額につきましては、先ほどの給与法に規定する扶養手当の額をもとに算定していることから政令の改正がなされ、これを受けて、町条例の一部改正を行うものでございます。

まず条例第5条第3項で加算する親族を規定しておりますが、改正前は、第2号において、子と孫を併記しておりましたので5号立てでございましたが、孫を第3号に規定したことから、6号立てに改正をしております。

今回の改正は、これら扶養親族に対する加算額についての改正が主なもので、こちらに記載してありますとおり、第1号配偶者については、月額「433円」を「333円」に、第2号に該当する扶養親族については「217円」を「267円」に、ただし、第2号に該当する扶養親族のうち、非常勤消防団員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については「367円」を「333円」とするもの、第3号から第6号の方については217円に変更はありませんが、非常勤消防団員に配偶者及び第2号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち1人については「367円」を「300円」とするものでございます。

このほか、条文中の文言等の整理をさせていただいております。

52 ページ、53 ページの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いしまして、議案つづりの32 ページをお願いいたします。

附則におきまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日からの適用を規定しております。

経過措置として、第2項では、改正後の条例第5条第3項の規定は、適用日以降に支給すべき事由の生じたものについて適用し、支給日前に生じた事由については、従前の例によること、それから第3項では、適用日から施行日までの間に22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について支給された旧条例に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払いとみなす旨規定しております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

次、議案第47号 財産の無償譲渡について御説明いたします。

議案つづりの34 ページをお願いいたします。

町が所有する財産を無償で譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産の種類としましては、上之郷地区コミュニティ防災センター、御嵩町消防団第1分団の旧詰所で、建物及び付随する施設でございます。

所在地は、御嵩町中切字北切1397番地2及び1397番地4。

構造は、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建てでございます。

延べ床面積は113.48平方メートル。

無償譲渡の相手方は、土地所有者である御嵩町中切1341番地、平井美奈子さんでございます。

無償譲渡の理由でございますが、昭和56年7月に土地賃貸借契約を締結し、上之郷地区コミュニティ防災センターを建設、第1分団詰所用地として使用させていただいてまいりましたが、御承知のとおり、第1分団詰所につきましては、4月に竣工しました御嵩町防災コミュニティセンターへ移転をしました。施設の用途廃止に伴う賃貸借契約の解除に当たっては、建物を解体し、更地にしてお返しすることが契約書にうたわれており、当初予算において解体予算もお認めいただいたところでございますが、何とか現状のまま土地所有者様において管理していただけないかお願いを申し上げてきたところ、町の財政事情等への理解もお示しいただき、御内諾いただくことができましたので、今回、無償譲渡についての議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第43号、44号、46号、47号、4議案についての説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第45号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

それでは、議案第45号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは31ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり49ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、平成29年御嵩町議会第1回定例会で議決された本条例の一部をした結果、生じた条ずれ、その他内容の精査により改正の必要が生じたものです。

概要としまして、第12条につきましては、条の追加による条ずれの改正、第15条は、内容の精査により指導、または勧告の対象の明確化のため、各号列記を行うなどの改正を行うものです。

施行日は公布の日であります。

新旧対照表は50ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

今後このようなことがないように、条例の改正の際には、一層の精査の上、上程させていただ

きます。このたびは大変申しわけありませんでした。

以上で、議案第 45 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 48 号から議案第 50 号までの財産の取得について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

議案説明の最後となります。よろしく申し上げます。

私からは、3 件続けて財産の取得について御説明いたします。

まずは議案第 48 号、議案つづりの 35 ページをお開きください。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、町内 3 小学校のパソコン教室用パソコンであります。

取得の方法は、指名競争入札。

取得金額は、2,559 万 6,000 円です。

取得の相手方は、岐阜県可児市羽崎 495 番地 1、中部事務機株式会社東濃支店、代表取締役 辻慶一であります。

なお、資料つづり 54 ページをお願いいたします。

ここでは、売買仮契約書、そして 55 ページには、入札執行結果公表一覧表、また 56 ページには、パソコン設備更新事業について、各学校別の内訳概要を掲載しておりますので、後ほどお目通しをよろしく申し上げます。

以上で、議案第 48 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 49 号は、議案つづり 36 ページをお開きください。

前の議案と同じく、地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所得する物品は、御嵩町給食センターにございますシステム食缶洗浄機であります。

取得の方法は、指名競争入札。

取得金額は、1,414 万 8,000 円です。

取得の相手方は、岐阜県岐阜市中鶯 2 丁目 105 番、岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役 渥美允元であります。

資料つづり 57 ページから 58 ページにかけまして、売買仮契約書及び入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 49 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 50 号は、議案つづりその 2 になりますけれども、表紙をめくって、1 ページをお開きください。

これも地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する物品は、上之郷小・中学校で使用します中型 45 人乗りのスクールバスでございます。

取得の方法は、指名競争入札。

取得金額は、1,377 万円であります。

取得の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町比衣172番地5、ミタケ自工有限会社、取締役 吉田和彦であります。

資料つづりその 2 の 1 ページをお願いいたします。

売買仮契約書を掲載しております。また 2 ページには、入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 48 号、49 号、50 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

税務課長 中村治彦君、保険長寿課長 日比野伸二君、総務防災課長 須田和男君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

税務課長（中村治彦君）

議長のお許しをいただきましたので、先ほどの承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、一部訂正をさせていただきます。

資料つづりのほうは 1 ページになります。

1 ページ中段あたりの概要のところ、配偶者特別控除の控除額のところ、「33 万円」でしたが、先ほど「35 万円」と言い間違えてしまいました。実際は、配偶者特別控除の控除額

については 33 万円となっておりますので、よろしく願いいたします。済みません、訂正させていただきます。ありがとうございました。

保険長寿課長（日比野伸二君）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて、先ほどの説明に一部誤りがありましたので、議長のお許しをいただき、訂正させていただきます。

資料つづり 29 ページ中の施行日につきまして、「平成 29 年 4 月 1 日」のところを「平成 9 年 4 月 1 日」と説明いたしましたので、謹んで訂正させていただきます。謹んでおわび申し上げます。

総務防災課長（須田和男君）

貴重なお時間をかりて済みません。

先ほど議案第 43 号、一般会計補正予算の説明の中、ページでいきますと 8 ページになりますが、地方創生事業費の委託料の説明をさせていただきました。その中で、「外部人材招聘事業」と言うべきところを「外国人招聘事業」という御説明をしましたので、正しくは「外部人材招聘事業」ということで発言を訂正させていただきます。どうも申しわけありませんでした。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第 5、議案の審議及び採決を行います。

議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 28 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 29 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

農業委員会委員の任命につきましては、今回から制度が変わりまして、基本的には従来の形式とそんなに大差はないんですけども、選任の方法について確認をしておきたいと思いますが、今回の選任については、それぞれの改良組合等からの推薦であるとか、各団体からの推薦というような形で恐らく構成されたと思いますけれども、選任方法についての基本的な基準というのは、これは実は議会のほうには説明がされておられませんけれども、最低限、選任方法についての基準というのはあると思うんですが、その辺のところを農林課長、もしわかれば開示していただきたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

農業委員の選任の基準ということでございますが、やはり農業委員ということで、農業に対する知識とか、あとは経験ということも大事かと思っておりますので、その点をよく考慮した上で、農業委員としてふさわしいといいますが、命を全うすることができる人物であるかどうか、そういったところをよく見定めながら、今回の候補ということでさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

今回選任された方々についてはどうこう言うつもりは全くございませんけれども、地域的に偏重しておる部分がございますし、同じ農事法人から2名ほど出ておられるというようなことで、全体的なバランスから見ると若干どうかと思うようなところがありました。その辺のところについてはどのような感想を持っておられますか。

議長（大沢まり子君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま農林課長が説明しましたように、まず各地区の農事改良組合の意見を尊重しなければならぬということで、それぞれ上之郷、御嵩、中、伏見と改良組合のほうから2名ずつ推薦をしていただいております中で、谷口議員の言われるように、同じ改良組合から2名が出ておるのは事実でございますが、いずれにしろ、そういうものも踏まえた上で改良組合のほうで相談した結果、出てきた推薦でございますので、我々といたしましては、これを尊重したいという考えでございますので、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第30号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題としま

す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 30 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 30 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 31 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 31 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 31 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 32 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 32 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 32 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 33 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 34 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 36 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 37 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 38 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 39 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 40 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 41 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 42 号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月 12 日午前9時より開会しますので、よろしく願いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 39 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

